

◆パネルディスカッション②〔図書館の現状と課題〕◆（講師：安永 崇）

質問1

指定管理制度について、行政側からのメリットは予算面だけでしょうか？

①運営の自由度や意思決定の迅速さなど、行政側が考えるメリットについてもお聞きしたいです。（教科書にあるように、指定管理は上記の面で、直営や業務委託よりもメリットがあるように思っていたが、実際に着任すると全て自治体へ伺いを立てなければならず、ひとつひとつ根本からの説明が必要。別の指定管理業者から引継いだ形だが、自治体の担当者から「指定管理にしてから、図書館のことが何もわからなくなった」と言われた。ではなぜ指定管理にしたのか。自治体との関わり方についても知りたい。）

②昨今、指定管理や業務委託を取りやめ、直営に戻す動きもあると聞いたので、その理由の本当のところを知りたい。詳しい資料などあったら教えていただきたいです。

回答

市川市の場合、直営館（5施設）と指定管理館（1館）の両方を持っています。これは、長らく直営館のみでの運営だったところ、平成21年に市川駅南口図書館を開設するに当たり指定管理制度を導入したためです。導入に際しては、他の自治体と同様に反対運動もあり、市議会がいったん条例改正案を否決する等の紆余曲折があったと聞いています。

指定管理者制度のメリットとしては、どうしてもコスト面のことが前面に出てしましますが、実際に指定管理者を導入し、また直営館と共存する地域の図書館長として強調しておきたい点を挙げると、①直営ですと職員の勤務体系を変更するだけでも大変な手間がかかるところを指定管理者ですと非常に柔軟に対応でき、住民サービスの向上に寄与できる点や、②民間事業者ならではのフットワークを活かして築いた地域活動団体等との人脈、或いは斬新な企画等を直営館にフィードバックしてもらうことで、直営館のサービス向上にも資する相乗効果が大きいという点です。

指定管理や委託から直営に戻すことについては、以前個人的に読んだ次の書籍が参考になるかと存じます。「わかる！図書館情報学シリーズ第5巻 公共図書館運営の新たな動向 日本図書館情報学会研究委員会編. 勉誠出版. 2018.」

質問2

図書館の専門職である司書と、一般行政職である館長との仕事に対する意識の乖離をどのように埋めていったらいいか、具体的な方法等があったらご教示いただければ幸いです。

回答

埋めようと意識し過ぎる必要はありません。専門的職域と一般行政職では、歩んできた道程も大きく異なりますので、業務の進め方などへの考え方の違いは当然あります。館長としては、専門職員がやり甲斐を持って職務に邁進できるような環境づくりを意識すれば良いと考えています。ただ、講義でも少し触れましたが、長年図書館に勤務し続けることで、業

務がマンネリになり新しいことに取り組む意識が低くなったり、図書館の外側の組織と連携しようとする姿勢が少なくなりがちな点がありますので、その意味で館長が適度に職員に刺激を与えることが、組織とサービスの活性化に必要なのだらうと思います。

余談ですが、私自身は講義の中で「司書資格を持たない館長」と自己紹介いたしましたが、その後、本年9月に司書資格を取得することができました。

質問3

安永様にお尋ねします。

図書館長として感じた現状と課題として「(2) 資料費だけではなくトータルコストで考える」を挙げていらっしゃる、その中で、指定管理館の良さを認めつつ、直営館でも民間でできる業務を切り分けて効率化すべき、とご説明いただきました。当方は、すべての図書館が直営館です。直営館と指定管理館をお持ちになる安永様の実感として、指定管理館の良さや直営館との違いを具体的にご教示ください。

また、直営館が民間でできる業務を切り分けて効率化する際には、特に財政部門は効率化する前後のコストを比較すると思います。効率化とコスト縮減が両立するのがベストだとは思いますが、コスト縮減に重きを置くと、まず委託料ありきで金額に見合う業務を委託して効率化を図った結果、職員の負担が増えたり館のサービスが低下することも起こりうると思います。効率化とコスト縮減は両立できうるか、この点について、お差し支えなければお考えをご教示いただけると幸いです。

回答

指定管理館の一番の良いところは、そのフットワークの軽さだと思っています。例えば人員配置面ですと、直営館では職員の配置や勤務時間帯が固定的になり、繁忙日や繁忙時間帯への対応に苦慮することがありますが、指定管理者は社内ネットワークを活用し、必要な人員を即座に確保することができます。従業員に新型コロナウイルス感染が判明した際も、非常に円滑に代替職員を確保していただき、館のサービス維持に貢献していただきました。

フットワークの軽さは企画においても発揮されています。地域団体との連携についても、直営館はどうしても「待ち」の姿勢になってしまいますが、指定管理者は積極的に地域の団体や企業を回り、関係性を構築しています。その結果、様々な新しい企画が実現し、その企画が直営館にも持ち込まれ、サービスの向上に繋がった事例もありました。

コストの比較については難しい問題だと思います。利用者はより高水準のサービスを求めますし、自治体の経営層や財政部局はコストの縮減を求めてきますので、その両方を同時に実現することは困難な面もあります。市川市図書館としては今後、「コスト縮減ありきの委託化」とならないよう、開館日の拡大等のサービス向上と一体的に改革メニューを立案し、庁内合意を図って行きたいと考えています。いずれにしても、貸出カウンター業務等を委託し、限られた司書職員を蔵書構成やレファレンス等の基幹的業務に集中させる等、組織として筋肉質な姿になっていくことが必要と感じています。

質問4

大阪市では蔵書スペースを令和6年度に拡張されると伺いましたが、除籍は基本的にされないのでしょうか。除籍をされる際の基準や作業などをお伺いしたく存じます。

市川市では、受取窓口受託業者とありますが、契約内容をお伺いしたく存じます。返却に係る窓口業務のみを委託されているのでしょうか。また延滞者対策も委託されているのでしょうか。延滞者の利用停止の基準についても市川市、広島市、大阪市の3市にお伺いできれば幸いです。

回答

市川市の受取窓口業者との委託契約につきましては、①予約図書の貸出及び関連業務（予約者への連絡、取り置き期限切れの処理、受取場所変更の処理、貸出延長の処理を含む）、②返却ポストの管理と返却本の保管、の2点となります。なお、延滞者に対する督促等は委託内容に含まれておらず、中央図書館で実施しています。

市川市の延滞者への利用停止基準については「返還すべき期日を30日経過した時点で、貸出しを停止する」と定めています。なお、貸出停止中でも図書館利用券ID自体は有効ですが、延滞期間が3か月を経過した時点で「利用停止」とし、ログインを含め全てのサービスを利用できなくなるように対応しています。